

平成30年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

令和元年6月20日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者600名（製造委託等^{（注1）}369名、役務委託等^{（注2）}231名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者900名（製造委託等458名、役務委託等442名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

[単位：名]

区 分 年 度	親事業者調査		下請事業者調査	
	全 国	沖 縄	全 国	沖 縄
平成30年度	60,000	600	300,000	900
製造委託等	39,175	369	211,741	458
役務委託等	20,825	231	88,259	442
平成29年度	60,000	600	300,000	900
製造委託等	38,680	354	208,513	495
役務委託等	21,320	246	91,487	405
平成28年度	39,150	420	214,500	500
製造委託等	25,696	248	151,912	317
役務委託等	13,454	172	62,588	183

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は52件（製造委託等25件，役務委託等27件）であり，事件の端緒としては，公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが50件，下請事業者等からの申告によるものが2件である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は50件（製造委託等24件，役務委託等26件）であり，このうち46件（製造委託等21件，役務委託等25件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	区分	新規着手件数 ^(注2)				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						^(注1) 勧告	^(注1) 指導	小計		
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	沖縄	50	2	0	52	0	46	46	4	50
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	沖縄	24	1	0	25	0	21	21	3	24
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	沖縄	26	1	0	27	0	25	25	1	26
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	沖縄	48	2	0	50	0	44	44	6	50
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	沖縄	27	1	0	28	0	21	21	4	25
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	沖縄	21	1	0	22	0	23	23	2	25
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	沖縄	46	1	0	47	0	43	43	4	47
製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	沖縄	27	1	0	28	0	24	24	4	28
役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
	沖縄	19	0	0	19	0	19	19	0	19

- (注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。
- (注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

- ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、合計で75件となっており、このうち、製造委託等に係るものが27件、役務委託等に係るものが48件となっている。
- イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は48件（類型別件数の合計の64.0%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが21件、役務委託等に係るものが27件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は27件（類型別件数の合計の36.0%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が16件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の59.3%）、②下請代金の減額が6件（同22.2%）等となっている。
- (7) 製造委託等に係る実体規定違反は6件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が4件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の66.7%）、②下請代金の減額及び③買ったたきがそれぞれ1件（同16.7%）となっている。
- (4) 役務委託等に係る実体規定違反は21件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が12件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の57.1%）、②下請代金の減額が5件（同23.8%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反												合計
		(注2) 書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561
	沖縄	41	7	48	0	16	6	0	3	0	0	0	0	2	0	27	75
製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
	沖縄	19	2	21	0	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6	27
役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
	沖縄	22	5	27	0	12	5	0	2	0	0	0	0	2	0	21	48
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749
	沖縄	37	10	47	0	18	3	0	4	0	0	0	0	0	0	25	72
製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
	沖縄	20	7	27	0	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	8	35
役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
	沖縄	17	3	20	0	12	2	0	3	0	0	0	0	0	0	17	37
平成28年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250
	沖縄	36	12	48	0	18	2	0	6	0	1	0	0	0	0	27	75
製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
	沖縄	21	10	31	0	9	2	0	2	0	1	0	0	0	0	14	45
役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
	沖縄	15	2	17	0	9	0	0	4	0	0	0	0	0	0	13	30

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

下請代金の支払遅延事件において、親事業者2名から、下請事業者7名に対し、4万円の遅延利息が支払われた(第4表参照)。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度	項目	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額(原状回復額) (注)
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	沖縄	2名	7名	4万円
平成29年度	全国	138名	3,015名	1億9675万円
	沖縄	3名	50名	325万円
平成28年度	全国	144名	2,076名	6958万円
	沖縄	3名	10名	2万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

平成30年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

○ 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成30年度においては、沖縄公正取引室では、内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課と共同して、当該講習会を1会場で実施した。

2 下請法等に係る相談

○ 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成30年度においては、沖縄公正取引室では7件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成30年度における沖縄公正取引室管内の下請取引等改善協力委員（定員）は3名である。

平成30年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

平成30年度における主な指導事件

下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① テレビ番組の制作を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 配送業務を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。